

## 注記（一般会計等）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～60 年

工作物 8 年～75 年

物品 3 年～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（藤沢市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 資産計上基準

次の資産については、取得価額がそれぞれに定める価額以上の場合に資産として計上しています。

工作物（道路以外）……………100万円以上

機械器具（建物付属設備）・・・100 万円以上  
 物品・・・・・・・・・・・・・・・・100 万円以上  
 ソフトウェア・・・・・・・・100 万円以上  
 リース資産・・・・・・・・総額 300 万円以上

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
藤沢市土地開発公社	0 百万円	0 百万円	6,502 百万円	6,502 百万円
住宅災害防止資金	0 百万円	0 百万円	6 百万円	6 百万円
公益財団法人藤沢市 まちづくり協会	0 百万円	0 百万円	187 百万円	187 百万円
計	0 百万円	0 百万円	6,696 百万円	6,696 百万円

(2) 係争中の訴訟等

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計、  
 柄沢特定土地区画整理事業費特別会計、墓園事業費特別会計

② 一般会計等の対象範囲の中で、区画整理事業のうち宅地造成事業に係る事業費については、普通会計の対象範囲には含まれません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	△5.77%
連結実質赤字比率	△19.21%
実質公債費比率	1.3%
将来負担比率	25.4%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当する事象はありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
一般会計 2,840 百万円  
北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計 63 百万円

⑧ 過年度修正等に関する事項  
該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 総務省方式改定モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額  
有形固定資産 658,243 百万円の減少（連結会計）  
徴収不能引当金 2,248 百万円の減少（連結会計）  
退職手当引当金 2,393 百万円の増加（連結会計）

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産は、次のいずれかに該当する資産のうち、当市が特定した資産をいい、売却を目的として保有している棚卸資産については含まれません。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）  
売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

<u>事業用資産</u>	<u>1,207 百万円</u>
土地	1,165 百万円
建物	3 百万円
建物附属設備	1 百万円
建設仮勘定	38 百万円
<u>インフラ資産</u>	<u>155 百万円</u>
工作物	58 百万円
建設仮勘定	97 百万円
<u>物品</u>	<u>2 百万円</u>

貸借対照表における簿価を記載しています。

③ 減債基金に係る積立不足額

当市は減債基金を計上しておりません。

④ 基金借入金（繰替運用）

該当する金額はありません。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額	135,105 百万円
充当可能財源等	115,993 百万円
標準財政規模	82,666 百万円
算入公債費等の額	7,700 百万円

⑥ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び藤沢市の固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しております。

⑦ 建物のうち 370 百万円（簿価）は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 180 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	137,915 百万円	138,544 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,319 百万円	2,673 百万円
資金収支計算書	140,234 百万円	141,217 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計、柄沢特定土地区画整理事業費特別会計、墓園事業費特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 5,817 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入	1,845 百万円
未収債権、未払債務等の増加	3,698 百万円
減価償却費	△8,384 百万円
賞与等引当金繰入額	8 百万円
退職手当引当金繰入額	△1,082 百万円
徴収不能引当金繰入額	△78 百万円
資産除売却益	228 百万円
資産除売却損	△77 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 1,975 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	一般会計	7,500 百万円
	北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計	800 百万円
	柄沢特定土地区画整理事業費特別会計	200 百万円

一時借入金に係る利子額 0 百万円

⑤ 重要な非資金取引

当年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及びPFIに係る資産はありません。